

別府市議会基本条例素案に基づく関係要綱集

(第 8 条関係)

- ① 「市民と議会との対話集会等」実施要綱(全部改正案) . . . 1

(第 9 条関係)

- ② 反問、反論及び文書質問に関する要綱案 4
- 反問、反論及び文書質問の運用指針について案 6
- 反問、反論の具体的な運用例案 7

(第 13 条関係)

- ③ 自由討議実施要綱案 8

(第 14 条関係)

- ④ 別府市議会政策研究会に関する要綱案 10

参考(関係条例等)

(第 22 条関係)

- 別府市議会議員の政治倫理に関する条例 13
- 別府市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程 . . . 18

別府市議会「市民と議会との対話集会」実施要綱

平成28年 月 日議会告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年条例第〇号）第8条第2項の規定に基づき実施する「市民と議会との対話集会等」（以下「対話集会等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(時期)

第2条 対話集会等は、原則年1回又は必要に応じて開催するものとし、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

(開催場所及び日程)

第3条 対話集会等の開催場所は、中央公民館及び各地区公民館を基本とする。
ただし、必要に応じて別の会場で開催することができるものとする。
2 開催の場所及び日程は、委員会で協議し決定するものとする。

(内容)

第4条 対話集会等の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議決の概要
- (2) 議会の活動状況
- (3) 市民又は各種団体（教育機関を含む。）との意見交換
- (4) その他必要と認められる事項

(班編制)

第5条 対話集会等は、議員を班編制して実施し、議長を除く議員はいずれかの班に属するものとする。
2 班の構成は、当選期数及び会派及び常任委員会の構成を勘案し、委員会において決定するものとする。
3 各班の班員から、班長1名、副班長1名を選出する。
4 対話集会等の当日において欠席者が生ずる場合は、欠席者の所属する会派より、欠席者に代わる議員が出席するものとする。
5 主催する班以外の議員については、必要に応じて議長及び各班長より出席の要請をすることができるものとする。
6 議長は、班に属さないものとし、全ての実施会場に参加できるものとする。

(班員の役割)

第6条 各班員の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 班長 班の総括を行う。
- (2) 副班長 班長の補佐を行う。
- (3) 司会者 班長の指示に従い、司会進行を行う。

- (4) 報告者 議決の内容及び議会の活動状況等について報告を行う。
 - (5) 記録者 対話集会等の記録を要点筆記により記録する。
 - (6) 受付誘導 会場内の受付と誘導を行う。
 - (7) 駐車場係 駐車場内及び会場への誘導を行う。
 - (8) 記録写真係 対話集会等の記録写真の撮影を行う。
- 2 その他、対話集会等の運営に必要と認められる役割は、各班において協議し、調整のうえ決定するものとする。

(告知等)

第7条 対話集会等の実施については、広く市民等の参加を募集するため、べっぴん市議会だより、別府市議会公式ホームページ、全議員によるチラシの配布等により周知するものとする。

(資料)

第8条 対話集会等で使用する資料は、各班ともに共通資料とし、委員会において作成するものとする。ただし、議長又は班長が必要と認めた資料については、追加配布できるものとする。

(次第)

- 第9条 対話集会等は、概ね1時間30分程度とし、進行は次のとおり行う。
- (1) 開会のあいさつ
 - (2) 議会からの報告
 - (3) 質疑に対する応答
 - (4) 市民又は各種団体との意見交換
 - (5) 閉会のあいさつ
- 2 開会のあいさつは、議会を代表して議長が行うものとする。ただし、議長が公務等により欠席した場合は、副議長が代わるものとする。
- 3 質疑応答については、班員全員で行うものとする。
- 4 その他必要な事項は、各班において決定するものとする。

(報告)

- 第10条 対話集会等終了後、各班の班長は、報告書を委員会の委員長に提出するものとする。
- 2 委員会の委員長は、各班長からの報告書を取りまとめて議長に提出するものとする。

(市民等からの意見及び要望等への対応)

- 第11条 市議会に対する要望、提言等で重要と認められるものは、議長が取りまとめて対応するものとする。
- 2 市政に対する要望、提言等で重要と認められるものは、議長が取りまとめて市長に文書等で報告し、その対応を求めるものとする。
- 3 前項において、議長が特に必要と認めた場合は、所管常任委員会の委員長

と協議のうえ、所管事務調査を行うものとする。

(回答)

第12条 議長は、報告書及び前条における意見及び要望等に対する回答を別府市議会公式ホームページで公開するものとする。

(議員派遣の手続き)

第12条 対話集会等の開催に当たり議員を派遣する場合は、別府市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)第167条の規定により議員派遣の手続きを取るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長及び委員会の委員長が協議し別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別府市議会基本条例に基づく反問、反論及び文書質問に関する要綱

平成28年 月 日 議会告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第 号）第9条第5項に規定する反問、反論及び文書質問の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(反問)

第2条 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議員の質問等が終了し、市長等が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反問するための発言許可を求め、その許可を受けてから行う（以下「反問権の行使」という。）ものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反問権の行使の意思を示された場合において、次の各号に掲げる要件に該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員の質問の趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合

3 議長又は委員長は、反問権の行使に反すると認める場合は、注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(反論)

第3条 市長等は、議員の提案説明等が終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反論するための発言許可を求め、その許可を受けてから行う（以下「反論権の行使」という。）ものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反論権の行使の意思を示された場合において、次の各号に掲げる要件に該当していることを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に対し趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員からの条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に対し考え方を確認する場合

(3) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に対し反対の意見又は建設的な意見を述べる場合

3 議長又は委員長は、反論権の行使に反すると認める場合は、注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(反問権の行使の時間)

第4条 議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権を行使した場合にあっては、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保するものとする。

(文書質問)

第5条 文書質問の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間とする。
- (2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、文書質問書（以下「質問書」という。）においてその主旨が理解できるよう具体的に記載し、議長に提出しなければならない。
- (3) 提出された質問書は、議長の承認を得て、議長から市長等に送付するものとする。
- (4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。
- (5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。
- (6) 議長は、第4号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。
- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。
- (8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会公式ホームページで公開することとする。
- (9) 議会は、文書質問にあたっては、緊急性等、直ちに必要な事項とし、市長等の職務に支障が生じると思われる場合は、議長においてその取扱いを調整するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し、「運用指針」としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

反問、反論及び文書質問の運用指針について（別府市議会）

第9条関連

1 反問権及び反論権の行使について

- (1) 反問権及び反論権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。
 - ア 反問権を行使する者は、挙手し、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。
 - イ 指名を受けた後、反問又は反論（以下「反問等」という。）により、確認したい区分を議長等に告げ、許可を申し出る。
 - ウ 反問等の許可を得た後、議員又は委員（以下「議員等」という。）に質問及び提案の確認若しくは提案に対する反対の意見又は建設的な意見を述べる。
 - エ 議員等は、反問等に対する回答をした後、反問等に対する回答の終了を表明する。

- (2) 反問権及び反論権を行使できる者は、課長職以上とする。

2 反問等における質疑等の取り扱いについて

- (1) 本会議での質疑において、反問、反論に対する議員等の回答については、これを別府市議会会議規則第56条の規定の質疑の回数に含めない。
- (2) 本会議での質疑及び一般質問において、反問権の行使中は、これを質問時間に含めない。

3 文書質問の取り扱いについて

- (1) 文書質問に当たっては、その質問書の様式を定例会における一般質問通告書に準ずるものとする。ただし、主旨説明を必ず具体的に記述しなければならない。

【反問、反論の具体的な運用例】

議員 [質疑・質問]

市長 (挙手)

議長 (市長指名)

市長 ただいまの○番□□議員の質問について、

例 1) 質問の趣旨(根拠)を確認するため反問権の行使を許可願います。

例 2) 議員の考え方を確認するため反問権の行使を許可願います。

ただいまの○番□□議員の提案について、

例 3) 提案の趣旨(根拠)を確認するため反論権の行使を許可願います。

例 4) 議員の考え方を確認するため反論権の行使を許可願います。

例 5) 反対の(建設的な)意見を述べるため反論権の行使を許可願います。

議長 ただいまの反問権(反論権)の行使の要求については、これを許可します。

事務局は、これより残時間(持ち時間)を停止してください。

市長(要求者に対して指名を行う。この場合挙手は不要とする)

市長 ○番□□議員の△△については、××ということの趣旨(根拠若しくは考え方、反論にあっては反対又は建設的な意見を述べる)でよろしいですか。

議長 ○番□□議員(指名)

議員 ただいまの市長からの反問(反論)について、お答えします。△△については、●●ということです。以上で、反問(反論)に対する回答といたします。

議長 反問(反論)に対する回答がなされましたが、市長、よろしいですか。

市長 挙手

議長 市長指名

市長 これで反問(反論)を終了いたします。

議長 以上で反問権(反論権)の行使を終了いたします。これより、質疑(一般質問)を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。○番□□議員(指名)

別府市議会基本条例に基づく自由討議実施要綱

平成28年 月 日議会告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第 号）第13条に規定する自由討議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的、場及び議題)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに公開をすることによって議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

- 2 自由討議の場は、本会議及び委員会並びに別府市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第166条に規定する協議等の場とする。
- 3 自由討議の議題は、議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とする。
- 4 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき政策課題を決定することができるものとする

(開始)

第3条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により開始し、委員会においては、委員長の発議又は委員の動議により開始する。

- 2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- 3 自由討議は、質疑の後、討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 議長等は、自由討議を実施する場合において、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）の本会議又は委員会への出席要請は必要に応じて行うものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

- 2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。
- 3 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 自由討議の討議時間は、30分以内とする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

2 発言の回数は、同一の議員等又は委員につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、特に議長等の許可を得たときは、この限りでない。

(記録及び会議の公開)

第6条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項に規定する自由討議の場については、当分の間、委員会に限り運用を行うものとする。

別府市議会政策研究会に関する要綱

平成28年 月 日議会告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第 号）第14条に規定する政策研究会（以下「研究会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 政策的条例案の策定に関すること。
- (2) 市長に対する政策提言に関すること。

(組織等)

第3条 研究会は、議員全員（議長及び副議長を除く。）を会員として組織する。

- (1) 会員の任期は、議員の任期とする。

2 研究会に会長及び副会長を置き、会員の互選により選出する。

- (1) 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 研究会に、会長、副会長及び各会派（1人会派を含む）からそれぞれ推薦を受けた1名の代表者で組織する役員を置く。

- (1) 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(全体会議)

第4条 研究会の会議（以下「全体会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 全体会議は、会員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 全体会議は、この要綱に規定するもののほか、次の事項を担当する。

- (1) 政策課題の募集及び確定
- (2) 研究会において策定する条例案等
- (3) その他研究会の運営に関する重要な事項

(役員会議)

第5条 研究会の運営に関する事項を協議し、全体会議に付すべき事項を決定するため、研究会に役員会議を置く。

- 2 役員会議は、役員で組織する。
- 3 役員会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 役員会議は、必要に応じて各常任委員会に意見を求めることができるとともに、各常任委員会委員長に対して役員会議への出席を要請することができる。

(推進チーム)

第6条 研究会は、第4条第3項第1号の規定により選定された政策課題（以下「政策課題」という。）を具体的に調査研究するために、推進チームを置くことができる。

- 2 推進チームは、8人以内の会員をもって組織し、推進チームのメンバーは、政策課題ごとに役員会議に諮って、決める。
- 3 推進チームは政策課題に応じて、各常任委員会に意見を求めることができる。
- 4 推進チームのメンバーの任期は、政策課題の調査研究の終了時までとする。
- 5 推進チームは、政策課題の調査及び研究の経過並びに当該成果を適時全体会議に報告しなければならない。

(座長及び副座長)

第7条 推進チームに座長及び副座長を置き、メンバーの互選により選出する。

- 2 座長は、推進チームを代表し、その事務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進チームの会議)

第8条 推進チームの会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて各常任委員会委員長に対して、推進チームの会議への出席を要請することができる。

(オブザーバー)

第9条 議長及び副議長は、全体会議、第5条第1項の役員会議及び前条の推進チームの会議に、オブザーバーとして参加することができる。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、議事総務課において行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別府市議会議員の政治倫理に関する条例

平成8年3月25日条例第21号
改正

平成13年12月21日条例第25号
平成19年6月25日条例第19号
平成27年3月25日条例第29号

別府市議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理の向上と確立に努め、もって清浄で健全な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として議会に与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、地方自治の本旨にのっとり、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けおそれのある寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (4) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2（議員の兼業禁止）の規定に抵触するおそれのある社会福祉協議会々長及び自治委員等の職は、兼務をしないこと。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(請負契約等の辞退)

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次の各号のいずれかに該当する企業（市が出資する団体を除く。以下「関係企業」という。）に対し、市との請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約並びに市の法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定（以

下「請負契約等」という。)を辞退させ、市民に疑惑の念を持たれないよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 議員、その配偶者又は二親等以内の親族(姻族を除く。)が役員をしている企業

(2) 次のいずれかに該当することにより、議員が実質的に経営に携わっていると認められる企業

ア 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資し、又は拠出している企業

イ 議員が年額120万円以上の報酬(顧問料その他名目を問わない。)を得ている企業

ウ 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

2 前項の規定に該当する議員は、責任を持って当該関係企業の請負契約等に係る辞退届を市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。この場合において、辞退届の提出は、議員の任期開始の日(議員の任期途中で前項の規定に該当することとなった場合は、当該関係企業が請負契約等に係る事業を開始することとなった日)から30日以内に行うものとする。

3 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

追加〔平成27年条例29号〕

(市民等の調査の請求)

第5条 議員が、第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、選挙権を有する市民(調査を請求する時点において、別府市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)にあってはその総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、それぞれの代表者から当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書類を添えて、議長に調査を請求することができる。

2 議長は、前項に規定する調査の請求(以下「請求」という。)を受けたときは、当該請求の内容及び添付書類について審査するものとし、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求した代表者(以下「請求代表者」という。)にその補正を命ずることができる。

3 議長は、請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項に規定する補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。

4 議長は、第2項に規定する審査の結果、請求が適正であると認めたときは、会議に諮るものとする。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(政治倫理調査特別委員会の設置等)

第6条 前条第4項の会議の議決により、政治倫理調査特別委員会(以下「委

員会」という。)を設置し、請求に関する事件の調査又は審査を付託するものとする。

- 2 委員会は、付託された請求に関する事件の調査又は審査（以下単に「調査等」という。）を行うものとする。
- 3 委員会は、請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会の組織及び運営については、この条例に定めるもののほか、別府市議会委員会条例（昭和32年別府市条例第49号）の定めるところによる。
一部改正〔平成27年条例29号〕

（資産等報告書等の提出）

第7条 委員会は、調査等を行うため必要があると認めるときは、議長を経て、次に掲げる内容のうち委員会が指定する内容を記載した資産等報告書等の提出を対象議員に求めることができる。

（1）資産等の内容

ア 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）の所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該土地を相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

イ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに当該権利を相続により取得した場合は、その旨

ウ 建物の所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該建物を相続により取得した場合は、その旨

エ 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）の額

オ 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）の種類及びその種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）

カ 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）の種類及び数量

キ ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）のゴルフ場の名称

ク 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）の額

ケ 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）の額

（2）所得等の内容

ア 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

（ア）総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条

第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)

(イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めたもの

イ 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(3) 関連会社等の内容(報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この号において同じ。))の役員、顧問その他の職に就いている場合における当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名)

2 委員会は、資産等報告書等を相当な期間を定めて提出を求めるものとする。

3 何人も、議長に対し、第1項の規定により提出があつた資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

一部改正〔平成13年条例25号・19年19号・27年29号〕

(対象議員の協力義務)

第8条 対象議員は、委員会の要求があるときは、調査等に必要な資料を提出し、又は委員会に出席して意見を述べなければならない。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(調査等の終了)

第9条 委員会は、調査等が終了したときは、その結果を会議に諮るものとする。

2 議長は、前項の規定による会議の議決により対象議員に対し勧告することができる。

3 議長は、第1項の規定による会議の議決結果を請求代表者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(名誉等の保持及び信頼の回復)

第10条 議会は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反したと認めるときは、議会の名誉と品位を守り、かつ、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成27年条例29号〕

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

一部改正〔平成27年条例29号〕

附 則

この条例は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第25号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 第1条中政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第4条の改正規定は公布の日から、同条中政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の改正規定、第2条中別府市議会議員の政治倫理に関する条例第6条第1項第1号エの改正規定及び次項の規定は平成19年10月1日から、その他の改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定及び第2条の規定による改正後の別府市議会議員の政治倫理に関する条例第6条第1項第1号エの規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金をいう。）（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則（平成27年3月25日条例第29号）
この条例は、平成27年5月1日から施行する。

別府市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

平成8年5月10日議会告示第1号

改正

平成13年12月21日議会規程第1号

平成14年4月1日議会告示第1号

平成16年4月1日議会告示第1号

平成19年9月25日議会告示第1号

平成22年4月1日議会告示第1号

平成23年4月1日議会告示第1号

平成27年3月30日議会規程第4号

別府市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別府市議会議員の政治倫理に関する条例（平成8年別府市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査の請求)

第2条 条例第5条第1項の規定に基づき調査を請求しようとする者の代表者は、政治倫理基準違反調査請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）を市議会議員長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(請求の審査等)

第3条 議長は、市民から前条の請求書の提出があったときは、条例第5条第2項の審査を行うため、選挙管理委員会に対し、連署した者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

2 議長は、条例第5条第4項の規定により会議に諮るときは、議会運営委員会に報告するとともに当該会議の結果を調査の請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に通知するものとする。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(資産等報告書等)

第4条 条例第7条第1項の資産報告書等とは、資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書とする。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(資産等報告書)

第5条 条例第7条第1項第1号の資産等の内容は、資産等報告書（様式第2号）に記載して提出するものとする。

2 条例第7条第1項第1号に規定する資産等には、外国にある資産等を含

むものとする。

- 3 条例第7条第1項第1号オに規定する株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

一部改正〔平成19年議会告示1号・27年議会規程4号〕

第6条 条例第7条第1項第1号オに規定する有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

- 2 条例第7条第1項第1号カに規定する自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。
- 3 条例第7条第1項第1号カに規定する船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。
- 4 条例第7条第1項第1号カに規定する航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。
- 5 条例第7条第1項第1号カに規定する美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

一部改正〔平成19年議会告示1号・27年議会規程4号〕

(所得等報告書)

第7条 条例第7条第1項第2号の所得等の内容は、所得等報告書(様式第3号)に記載して提出するものとする。

- 2 条例第7条第1項第2号アの(イ)の議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。
- 3 第1項の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、条例第7条第1項第2号アの(ア)又は(イ)に掲げる金額が100万円を超えるときには、その基因となった事実を付記しなければならない。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(関連会社等報告書)

第8条 条例第7条第1項第3号の関連会社等の内容は、関連会社等報告書(様式第4号)に記載して提出するものとする。

- 2 条例第7条第1項第3号に規定する報酬とは、金銭による給付をいう。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(報告書の訂正)

第9条 第5条第1項の資産等報告書、第7条第1項の所得等報告書及び前条第1項の関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を提出した議員

は、報告書を訂正しようとする場合には、議長に訂正願を提出し、訂正の箇所に認印を押すとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、当該訂正の箇所に削る部分があるときは、これを読むことができるように字体を残すものとする。

(報告書の閲覧)

第10条 条例第7条第3項の規定に基づく報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）は、条例第9条第1項の規定による会議の議決があった日（以下「議決日」という。）の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から行うことができる。

- 2 報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、勤務時間中に行わなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱うものとし、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(勧告書の送付等)

第11条 議長は、条例第9条第2項に規定する勧告をするときは文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する勧告をしたときは、勧告書の写しを請求代表者に送付するものとする。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(議決結果の公表)

第12条 条例第9条第3項の規定による議決結果の要旨の公表は、別府市議会だよりに掲載して行うものとする。

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

(報告書の保存)

第13条 報告書は、議決日の翌日から起算して5年を経過する日まで、議長において保存しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日議会告示第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日議会告示第1号）

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年9月25日議会告示第1号）

この規程は、平成19年9月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第3項中「資本」を「資本金」に改める改正規定 告示の日

(2) 別記様式第2号4の改正規定 平成19年10月1日

附 則（平成22年4月1日議会告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日議会告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日議会規程第4号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

様式第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（掲載省略～例規集参照）

一部改正〔平成27年議会規程4号〕

様式第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（掲載省略～例規集参照）

一部改正〔平成13年議会規程1号・19年議会告示1号〕

様式第3号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（掲載省略～例規集参照）

一部改正〔平成14年議会告示1号・16年1号・22年1号・23年1号〕

様式第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（掲載省略～例規集参照）